

# 2015年における日本と中国・インドネシア・タイ・ミャンマー・カンボジアとの貿易でのFTA効果

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財)国際貿易投資研究所 研究主幹

## 要約

- ・FTA やGSP (一般特惠関税) を利用した日本の中国・インドネシア・タイからの輸入における関税削減効果は低い、ミャンマー・カンボジアからの輸入では高い。
- ・2 国間EPA (経済連携協定) を用いたインドネシア・タイの日本からの輸入における関税削減効果は、AFTA (ASEAN 自由貿易地域) やACFTA (ASEAN 中国FTA) と同じくらい高い。しかし、AJCEP (日ASEAN 包括的経済連携協定) を利用したカンボジアの日本からの輸入においては、一般的に適用される関税率 (MFN 税率) よりもAJCEP 利用時の関税率 (FTA 税率) の方が高いという逆転現象が起きているため、利用できる品目が限られる。AJCEP の逆転現象の改善が望まれる。
- ・日本のASEAN 向け輸出におけるEPA の関税削減効果が高いため、ASEAN からの輸入よりも輸出においてEPA の利用を増やすことが期待される。

## はじめに

2015 年における国際貿易投資研究所 (ITI) の東アジアの FTA 調査は、中国、インドネシア、タイ、カ

ンボジア、ミャンマーの ACFTA/AFTA の効果を計測しているし、同時に、これらの国と日本との EPA/GSP の効果も分析している。

ACFTA と AFTA の関税削減効果

の分析結果については別の機会で紹介することとして、本稿では日本と中国・インドネシア・タイ・カンボジア・ミャンマーとの2国間のEPA/GSPの平均関税率(MFN税率/FTA税率の加重平均)と関税率差(MFN税率-FTA税率)、及び関税削減額と関税削減率を取り上げている。

関税率差は通常支払う関税率(MFN税率)からEPA/FTAを利用した時の関税率(FTA税率)を差し引いたもので、その割合の分だけ関税削減のメリットが得られることを示している。関税削減額は、FTA/EPA/GSPを利用し関税を削減することによりどれだけ輸入額を削減・節約できるかを表している。そ

して、この関税削減額を輸入額で割ることにより関税削減率を得ている。つまり、関税削減率はどれだけFTA/EPAの関税削減効果があるかを表しており、その数値が大きければ大きいほど効果が高いことを示している。

### 1. 大きく違う日本のASEANとの輸出入における平均関税率

#### 高い日本のカンボジア・ミャンマーからの輸入でのGSP(LDC)効果

表1のように、日本のインドネシアとタイからの輸入において、加重平均による日インドネシアEPA(JIEPA)と日タイEPA(JTEPA)を利用した時の全品目平均のMFN税

表1：日本の中国、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーからの輸入の平均関税率(2015年、加重平均)

		輸入側		
		日本		
		MFN税率	FTA税率	関税率差
輸出側	中国(GSP適用)	2.4%	2.2%	0.2%
	インドネシア	1.1%	0.3%	0.8%
	タイ	2.1%	0.7%	1.4%
	カンボジア(GSP(LDC)適用)	12.5%	0.3%	12.2%
	ミャンマー(GSP(LDC)適用)	9.6%	0.2%	9.4%

(注1) 各数値は品目毎の輸入額で重み付けをした加重平均税率(以下同様)。

(注2) 重み付けに用いる輸入額は、日本と当該国との貿易額とした(以下同様)。

(資料) 各国関税率表、各国TRS表(Tariff Reduction Schedule)、Global Trade Atlas(GTA) GTIより作成。

率は1.1%と2.1%であった。FTA 税率は0.3%と0.7%であった。GSP を利用した日本の中国からの輸入では、MFN 税率は2.4%で FTA 税率は2.2%、後発開発途上国への特別特惠措置である GSP (LDC) を利用したカンボジア・ミャンマーからの輸入では、MFN 税率はそれぞれ12.5%、9.6%、FTA 税率は0.3%、0.2%であった。ACFTA を利用した中国・ASEAN の輸入における平均関税率においては、中国・インドネシア・タイの FTA 税率は1~3%の間にあり、日本の輸入における EPA/GSP 税率よりも高い。

つまり、日本の輸入における EPA 利用時の FTA 税率は AFTA 並みに低くなっており、関税の削減が進展していることが窺える。しかしながら、日本の中国・インドネシア・タイからの輸入での EPA/GSP の利用では、MFN 税率も低いことから、関税率差 (MFN 税率 - FTA 税率) は低率で、関税削減効果は ACFTA/AFTA よりも低くなっている。

具体的には、日本がインドネシアから輸入した時に、JIEPA を活用すれば、全品目平均で 0.8% (1.1% -

0.3%) の関税率を削減することができる。日本のタイからの輸入では、1.4% (2.1% - 0.7%) の関税率を節約できる。

すなわち、日本がタイからある品目を100万円輸入した場合、JTEPA を利用すれば、平均すると1.4万円の関税を削減することが可能だ。しかし、日本の中国からの輸入では、中国に対する GSP を活用すれば、MFN 税率が2.4%のところを GSP 税率が2.2%にまで下がることになり、平均で0.2%の関税削減効果しか得ることができない。JIEPA と JTEPA と違い、日本の中国からの輸入に対する GSP の関税削減効果は特定業種に偏っているため全品目ベースでは薄まってしまう。この結果、日本のある企業が中国からある品目を100万円輸入する場合、GSP を使うことによる関税削減効果は全品目平均で0.2万円しかないということになる。

これに対して、日本のカンボジア・ミャンマーからの輸入における GSP (LDC) の関税率差はそれぞれ12.2%、9.4%にも達し、大きな関税削減効果を生む。カンボジアから

100万円輸入する時は、GSP (LDC) を利用すれば平均で12.2万円も関税を削減できる。

日本のカンボジア・ミャンマーからの輸入で関税削減効果が大きいのは繊維製品・履物の関税率差が大きいことが背景にある。2014年の日本のカンボジアからの輸入に占める繊維製品・履物の割合は89%、ミャンマーでは79%に達する。

### 関税率差が大きいインドネシア・タイの日本からの輸入

表2は、表1とは貿易の流れが逆の方向であるインドネシア、タイ及びカンボジアが日本から輸入する時の平均関税率と関税率差を求めたものである。インドネシアはJIEPA、タイはJTEPA、カンボジアはAJCEP（日ASEAN包括的経済連携協定）を利用して輸入する場合の平均関税率を計算している。

表2によれば、インドネシアの日本からの輸入のMFN税率は6.9%、FTA税率は2.1%であったので、インドネシアの日本からの輸入におけるJIEPAの関税率差は4.7%であった。同様に、タイの日本からの輸入のMFN税率は7.1%、FTA税率は1.7%であったので、関税率差は5.4%に達している。カンボジアの日本からの輸入におけるMFN税率は19.0%、FTA税率は8.3%であるので、関税率差は10.7%となる

したがって、表2のインドネシアとタイの日本からの輸入における関税率差（EPA効果）は、逆である表1の日本のインドネシアとタイからの輸入の場合よりもかなり大きいということが明らかになった。カンボジアは両方向での関税率が10%を超えており、共に関税削減効果が大きい。

表2の2015年のタイにおける日

表2：インドネシア、タイ、カンボジアの日本からの輸入の平均関税率（2015年、加重平均）

		輸入側								
		インドネシア			タイ			カンボジア		
		MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差
輸出側	日本	6.9%	2.1%	4.7%	7.1%	1.7%	5.4%	19.0%	8.3%	10.7%

（資料）表1と同様。

本からの輸入での EPA 効果が高い背景の1つとして、JTEPA における自動車部品の段階的な関税自由化の促進が挙げられる。JTEPA を利用したタイの日本からの輸入において、2012年4月にギアボックス、クラッチ、シートベルトなどの自動車部品115品目、2014年4月には同31品目の計146品目の輸入関税が撤廃された。

JTEPA の下でのこれらの品目の関税撤廃は「AFTA 完了が条件」とされていたものだ。ただし、通常の品目と異なり、原産地証明書 (C/O) を輸入時に提示するだけでは特惠関税を享受できず、一定の条件をクリアしなければならない。すなわち、対象品目は「自動車組み立て製造に使用される部品」に限られ、かつ輸入者は自動車製造会社もしくは自動車部品製造会社に限定されている。こうした条件の適否を巡って、現場においては、日本企業とタイ税関との間で、食い違いが発生したようである。

表2の分析結果は、このタイの自動車部品における関税撤廃が全面的に実施されたという前提で計測され

ている。したがって、もしも税関で関税撤廃の条件に満たないと判断されたケースが多い場合は、表2でのタイの効果分析はその分だけ割引いて考えなければならない。

本稿では詳しく紹介できないが、ACFTA の関税率差 (関税削減効果) は中国の ASEAN からの輸入で3%台、インドネシア・タイの中国からの輸入では4%台である。したがって、「ACFTA の効果」の方が表1における「日本のインドネシアとタイからの輸入の JIEPA/JTEPA の効果」よりも倍以上も高いことになる。ましてや、「日本の中国からの輸入における GSP 効果」と比較すると、「ACFTA 効果」は10倍以上の効果を持っていることになる。

ところが、表2における「インドネシアとタイが日本から輸入する場合」では、「JIEPA 利用の関税率差」は「ACFTA の関税率差」に近い大きさである。つまり、このインドネシア・タイが日本から輸入する場合の「EPA 効果」は「ACFTA 効果」と同等の大きさを持っているのである。

しかしながら、この「インドネシア・タイが日本から輸入する場合」

のEPA効果が高いにもかかわらず、日本企業のFTA利用率はむしろ逆の貿易の流れである「日本がインドネシア・タイから輸入する場合」の方が高い。これは、日本が輸入側である方が、EPAの関税削減効果は日本企業の直接的なメリットに結び付くためである。

これに対して、日本が輸出側である場合は、直接のEPA/FTAの関税削減効果は輸入相手企業に属することになる。このため、例え日本からインドネシア・タイへの輸出の方がEPAの関税削減効果が高くても、EPAの利用率ではむしろ日本のインドネシア、タイからの輸入の場合の方が高くなっていると考えられる。

日本とインドネシア・タイとの貿易の現状を見てみると、日本の親企業とインドネシア・タイの子会社間の貿易（親子間貿易）の全貿易に占める比率は半分以上であるし、最新の研究によると、FTAを使って貿易する場合は、輸出側は輸出価格を4%ほど引き上げるという計測結果も出ている。

つまり、親子間貿易を利用してEPA/FTA活用のメリットを最終的に

は親企業（輸出側）に利益を還元するだけでなく、FTAを使った時の輸出価格を引き上げることにより、輸出者もEPA/FTA効果をより多く受け取ることが可能だ。

日本企業としては、今後のグローバル戦略を考えるならば、日本からの輸出でEPAの活用を増やすことにより、ASEANなどへの輸出拡大やサプライチェーンの増強を図っていくことが不可欠である。特に、国際競争力がある中堅・中小企業の輸出促進が望まれる。

## 2. 低い日本のASEANからの輸入における関税削減額

### タイからの輸入での関税削減額は3億ドルで輸出の6分の1

本節では、日本のEPAを利用することにより、前節における平均関税率の分析を一步進めて、実際にどれくらいの関税額を削減できるのか、その輸入額に対する割合はどのくらいなのかを計算している。つまり、日インドネシアEPA (JIEPA) と日タイEPA (JTEPA) に加えて、カンボジアの日本からの輸入での日

ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)における EPA 効果とともに、日本の中国からの輸入における特惠関税制度(GSP)、日本のカンボジア・ミャンマーからの輸入における特別特惠関税制度(GSP(LDC))の効果を、関税の削減額と関税削減率という観点から分析している。

日本のインドネシア・タイ・中国・カンボジア・ミャンマーからの輸入額に MFN 関税率と EPA/GSP 税率を乗じると、それぞれ利用した EPA/GSP 別の MFN 税額と EPA/GSP 税額になる。本稿における関税削減額は、その差分を求めることにより計算している(関税削減額=MFN 税額(輸入額×MFN 税率)－EPA/GSP 税額(輸入額×EPA/GSP 税率))。同様に、インドネシア・タイ・カンボジアの日本からの輸入でも、関税削減額を算出している。

関税削減額は、別な言い方をすると、EPA/GSP の関税削減効果によりどれだけ輸入額を節約できたかを表している。そして、この関税削減額を輸入額で割ることにより関税削減率を得ている。本稿では、関税削減率を国全体だけでなく業種別・品目

別にも計算している。

これは、例えば ACFTA の利用により、乗用自動車の関税率差(MFN 税率－ACFTA 税率)の分だけ節約できた関税削減額は、乗用自動車の輸入額全体の何%であるかを求めたものである。つまり、関税削減率が大きければ大きいほど、関税削減効果が高いことを示している。

本稿においては、JIEPA、JTEPA、AJCEP 及び日本の中国・カンボジア・ミャンマーからの輸入に適用する GSP/GSP(LDC)が分析の対象となるし、品目分類は 14 の業種と 50 の代表的な品目となる。

表 3 は日本の中国、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーからの輸入における関税削減額と関税削減率をまとめたものである。2014 年の日本の中国からの輸入額は 1,795 億ドルで、中国からの輸入で 2015 年の GSP を活用した時の日本の関税削減額は 3.1 億ドルとなり、関税削減率は 0.2%であった。

同様に日本のインドネシアからの輸入において、JIEPA の利用による関税削減額は 1.9 億ドルで関税削減率は 0.8%、タイにおいては 3 億ドル

2015年における日本と中国・インドネシア・タイ・ミャンマー・カンボジアとの貿易でのFTA効果

で1.4%、カンボジアは9,390万ドルで12.2%、ミャンマーは8,003万ドルで9.4%であった。

つまり、日本の中国からの輸入におけるGSPの関税削減額が最も大きく、次いでJTEPA、JIEPAの順となる。これは、日本の中国からの輸入額は、日本のインドネシアからの輸入額の8倍、日本のタイからの輸入額の7倍以上もあるため、結果として関税削減額では中国の金額が最

も大きくなるのである。なお、日本のタイからの輸入での関税削減額は中国の次に大きい、日本のタイへの輸出での関税削減額と比べると、6分の1にすぎない。

関税の削減効果である関税削減率では、表3のように、日本のカンボジアとミャンマーからの輸入でGSP(LDC)を利用した場合が大きい。次に日本のタイからの輸入でJTEPAを利用した場合、そして日本のイン

表3：日本の中国、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーからの輸入の関税削減額及び関税削減率（2015年）

		輸入側		
		日本		
(単位：USD)		輸入額	関税削減額	関税削減率
輸 出 側	中国	179,452,109,886	314,161,760	0.2%
	インドネシア	21,344,565,830	194,180,351	0.8%
	タイ	25,312,410,223	303,714,283	1.4%
	カンボジア	769,955,011	93,900,676	12.2%
	ミャンマー	849,565,977	80,025,679	9.4%

(注1) 日本の輸入額は2014年の実績。関税削減額を計算する時の関税率は2015年の税率を適用した。

(注2) 日本のインドネシア・タイからの輸入においては、JIEPA/JTEPA利用時の関税削減額、日本の中国からの輸入ではGSPを利用した時の関税削減額を算出。関税削減額を輸入額で割って、関税削減率を計算。

(注3) 国全体の関税削減額は、品目毎の削減額(MFN税額-JIEPA/JTEPA/GSP税額)を積み上げて算出した。ある品目の削減額がマイナスの場合、その品目の削減額は0としている。したがって、前節における関税率差と本節での関税削減率とは、MFN税率とJIEPA/JTEPA税率とが逆転している場合は一致しない。

(注4) 関税削減額は、(MFN税額-EPA税額)なので、これは(輸入額×MFN税率-輸入額×EPA税額)、さらに(輸入額(MFN税率-EPA税率))となる。つまり、関税削減額は輸入額に関税率差をかけることによって得られる。

(資料) 表1と同様。

ドネシアからの輸入で JIEPA を利用した場合の順になる。日本の中国からの輸入における GSP の関税削減率はカンボジア・ミャンマーからの輸入における GSP (LDC)、及び JIEPA と JTEPA よりも低く、これらの中では最も効果が小さい。

本稿においては、EPA の関税削減額は、EPA を利用できる全ての品目に適用することを前提に算出されている。実際の JTEPA を利用できる品目の割合は、日本のタイからの輸入で 5 割、タイの日本からの輸入では 6 割であるので、この関税削減額は大きめに出ている。

### AFTA に近づくタイの日本からの輸入における EPA 効果

表 4 は、表 3 とは貿易の流れが逆方向になるインドネシア・タイ・カンボジアの日本からの輸入において、EPA を利用した場合の関税削減額と関税削減率を求めたものである。

2014 年のインドネシアの日本からの輸入額は 161 億ドルであった。表 4 のように、インドネシアの日本からの輸入で JIEPA を利用した時の関税削減額は 7.7 億ドル、関税削減率は 4.8% であった。同様に、タイの日本からの輸入額は 356 億ドルで、JTEPA の利用による関税削減額は 19.2 億ドル、関税削減率は 5.4% であった。カンボジアの日本からの輸入額は 1.8 億ドル、AJCEP を利用した関税削減額は 2,002 万ドルで関税削減率は 11.4% であった

すなわち、表 4 の「インドネシアとタイの日本からの輸入」における JIEPA/JTEPA の関税削減額と関税削減率は、いずれも逆方向である表 3 の「日本のインドネシアとタイからの輸入の場合」よりもかなり大きいということになる。日本の 2 国間 EPA の関税削減効果だけを考えると、「日本の ASEAN からの輸入」よりも「ASEAN の日本からの輸入」の方

表 4 : インドネシア、タイ、カンボジアの日本からの輸入の関税削減額及び関税削減率 (2015 年)

		輸入側								
		インドネシア			タイ			カンボジア		
(単位: US\$)		輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率
輸出側	日本	16,063,300,098	766,721,146	4.8%	35,563,004,766	1,915,117,609	5.4%	175,263,875	20,016,673	11.4%

(資料) 表 1 と同様。

が、より大きなメリットを得られることは明らかである。

また、ACFTA と AFTA の関税削減額と関税削減率を計算すると、インドネシアの ACFTA を利用した時の関税削減額は 14.6 億ドル、AFTA 利用では 22.5 億ドル、関税削減率はそれぞれ 4.8%、4.5%であった。

インドネシアが ACFTA/AFTA を利用した時と JIEPA (7.7 億ドル) を利用した時の関税削減額を比較すると、ACFTA/AFTA の方が大きい。これは、インドネシアの ASEAN からの輸入額は 490 億ドルを超えるし、中国からの輸入は 306 億ドル近いため、日本からの輸入額 (160 億ドル) よりもかなり大きいためだ。しかし、関税削減効果を表す関税削減率では、JIEPA (4.8%) は ACFTA と同じ割合であるし、AFTA よりも高い。

一方、タイの ACFTA を利用した時の関税削減額は 19.5 億ドル、AFTA 利用では 25.2 億ドル、関税削減率はそれぞれ 5.1%に 6.3%であった。タイの ACFTA/AFTA と JTEPA を利用した時の関税削減額を比較すると、JTEPA (19.1 億ドル) は AFTA/ACFTA よりも小さい。しかし、関税削減率

では、JTEPA (5.4%) は AFTA よりも低い。しかし、ACFTA よりも高いという結果になる。

つまり、表 3 の「日本のインドネシア・タイからの輸入」では、JIEPA/JTEPA を活用する場合の関税削減効果は ACFTA/AFTA よりもかなり低い。しかし、表 4 の「インドネシア・タイの日本から輸入」では、JIEPA の効果は ACFTA や AFTA と遜色がないばかりか、むしろ上回る場合もあるということが判明した。

このように、「インドネシア・タイの日本からの輸入」の EPA 効果が ACFTA/AFTA 並みに高いのであるから、インドネシアとタイでの JIEPA/JTEPA を利用した日本からの輸入 (すなわち、EPA を利用した日本のインドネシア・タイへの輸出) の割合が、逆の貿易の流れである日本のインドネシア・タイからの輸入での EPA を利用する割合よりも高くてもおかしくはない。しかしながら、アンケートによる FTA の利用率では、日本の輸入の方が日本の輸出よりも高いという結果になっている。

これは、前節でも述べているように、日本が輸出側である場合は、直

接の EPA/FTA 効果は輸入相手企業に属することになるが、日本が輸入側であれば、EPA の関税削減効果は日本企業の直接的なメリットに結び付くためであると考えられる。したがって、輸出側が輸入側と交渉し輸出価格を引き上げるなど、輸出においても FTA 利用のメリットを受けるような対策が必要になる。

### 3. 業種別における日本の EPA/GSP 効果

カンボジアとミャンマーの繊維製品・履物の関税削減率は 10%以上  
表 5 は日本の中国、インドネシア、

タイ、カンボジア、ミャンマーからの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率をまとめたものである。同表のように、日本の中国からの輸入に対する GSP の適用で、化学工業品の関税削減額は 1.5 億ドルに達し、全業種の半分近いシェアを占めた。化学工業品の関税削減率は 1.8%である。次いで、プラスチック・ゴム製品で 1.0%、食料品・アルコールの関税削減率は 0.3%、窯業・鉄鋼製品も 0.2%であった。

日本のインドネシアからの輸入で関税削減額が高いのは繊維製品・履物の 1.3 億ドルであり、関税削減率は 7.4%であった。皮革・ハンドバツ

表 5：日本の中国、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーからの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率（2015 年）

(単位：USドル)	輸出側									
	中国		インドネシア		タイ		カンボジア		ミャンマー	
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
農水産品	5,958,453	0.1%	10,683,500	1.2%	26,208,254	2.6%	464	0.0%	2,432,163	2.0%
食料品・アルコール	14,754,944	0.3%	5,170,406	1.6%	100,513,381	3.4%	15,261	12.6%	266,225	2.9%
鉱物性燃料	810,495	0.0%	449,309	0.0%	138,047	0.1%	--	--	0	0.0%
化学工業品	145,633,180	1.8%	14,864,662	2.9%	15,831,523	1.2%	0	0.0%	12,558	4.8%
プラスチック・ゴム製品	61,474,366	1.0%	18,945,188	1.3%	60,064,344	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	159,588	0.0%	2,438,697	6.8%	7,297,288	8.3%	2,011,542	8.2%	91,629	8.2%
木材・パルプ	3,290,176	0.1%	11,349,011	0.7%	1,055,599	0.5%	52,291	1.1%	17,967	0.2%
繊維製品・履物	46,164,042	0.2%	125,613,532	7.4%	61,480,407	6.6%	91,820,210	13.4%	77,155,203	11.5%
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	28,984,716	0.2%	3,210,023	0.2%	22,332,988	1.1%	908	0.1%	49,935	0.2%
機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
電気機器・部品	2,803,846	0.0%	75,182	0.0%	118,014	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
輸送用機械・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
光学機器・楽器	0	0.0%	0	0.0%	138,691	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
雑製品	4,127,955	0.0%	1,380,842	0.4%	8,535,746	1.4%	0	0.0%	0	0.0%
全体	314,161,760	0.2%	194,180,351	0.8%	303,714,283	1.4%	93,900,676	12.2%	80,025,679	9.4%

(資料) 表 1 と同様。

グ製品の関税削減率は6.8%、化学工業品は2.9%と高かった。日本のタイからの輸入では、食料品・アルコールの関税削減額が1.0億ドルに達し、関税削減率は3.4%であった。関税削減率では、皮革・ハンドバッグ等が8.3%、繊維・履物が6.6%と高かった。

これに対して、カンボジアからの輸入でGSP(LDC)を活用した場合の関税削減率は、繊維製品・履物で13.4%、食料品・アルコールで12.6%、ミャンマーからの輸入では繊維製品・履物で11.5%、皮革・毛皮製品で8.2%であった。

日本のカンボジアとミャンマーからの繊維製品・履物の輸入割合が高いため、加重平均による日本の両国からの輸入全体での関税削減率(効果)が大きくなる。繊維製品・履物以外の日本のカンボジアからの輸入では、電気機器・部品の割合が5%、ミャンマーからの輸入では農水産品が14.4%のシェアを占めている。

表6のように、インドネシアの日本からの輸入で関税削減額が高かった業種は輸送機械・部品の2.2億ドルと機械類・部品の2.1億ドルであ

った。関税削減率は、それぞれ11.3%と4.1%であった。同時に、皮革・ハンドバッグ等、雑製品、プラスチック・ゴム製品の関税削減率も高い。

タイの日本からの輸入で関税削減額が高いのは輸送機械・部品が圧倒的で、6.5億ドルに達する。次いで機械類・部品が3.2億ドルであった。関税削減率では、輸送機械・部品、食料品・アルコール、雑製品がともに10%を超える。

カンボジアの日本からの輸入では、輸送用機械・部品の関税削減率は20.7%、農水産品は5.8%と高かった。しかし、全14業種中の8業種(鉱物性燃料、プラスチック・ゴム製品、皮革・毛皮製品・ハンドバッグ等、木材・パルプ、繊維製品・履物、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品、機械類・部品、電気機器・部品)でFTA税率がMFN税率よりも高いという逆転現象が生じているため、これらの業種の関税削減率は0%台にすぎなかった。

逆転現象が生じているにも拘らず、関税削減率がマイナスにならず0%であるのは、関税削減率の計算では逆転現象を起こしている場合はEPA

表6：インドネシア、タイ、カンボジアの日本からの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率（2015年）

(単位：USドル)	輸入側					
	インドネシア		タイ		カンボジア	
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
農水産品	944,941	3.6%	6,089,086	2.8%	4355	5.8%
食品・アルコール	1,228,313	6.4%	12,523,884	15.7%	9,400	0.9%
鉱物性燃料	1,058,713	0.9%	17,015,766	8.4%	0	0.0%
化学工業品	43,772,050	3.9%	87,790,046	4.3%	6,199	0.1%
プラスチック・ゴム製品	101,958,581	7.5%	87,386,754	3.5%	352	0.0%
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	137,705	8.1%	3,995,112	4.8%	51	0.1%
木材・パルプ	5,256,226	4.1%	14,669,239	4.3%	4	0.0%
繊維製品・履物	25,176,656	6.9%	30,872,116	8.1%	52	0.0%
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	61,617,324	1.8%	298,445,131	3.0%	259	0.0%
機械類・部品	213,432,265	4.1%	319,290,631	4.0%	3,427	0.0%
電気機器・部品	57,733,882	3.4%	297,158,558	4.5%	55,303	0.6%
輸送用機械・部品	224,290,801	11.3%	644,688,025	18.2%	19,903,857	20.7%
光学機器・楽器	22,181,096	4.6%	74,683,356	4.5%	4,764	0.1%
雑製品	7,932,592	8.4%	20,509,904	11.4%	28,650	2.5%
全体	766,721,146	4.8%	1,915,117,609	5.4%	20,016,673	11.4%

(資料) 表1と同様。

を利用しないと考えられるので、計算から除外しているためである。

日本からカンボジアへの輸出でAJCEPを利用するとき、逆転現象を起こしている品目が多いということは、日本のミャンマー・カンボジアなどのASEANへの輸出でAJCEPを活かせないことにつながるようになる。したがって、できるだけ早くAJCEP税率の引き下げ交渉を進めることが求められる。

### 50の代表品目における日本のEPA/GSPの効果

表7は、EPAを利用した時のインドネシア・タイ・カンボジアの日本からの輸入における代表的な50品

目の関税削減額と関税削減率をまとめたものである。インドネシアの日本からの輸入で関税削減率が5%以上である品目は、りんご、緑茶、感光性の写真用プレート等、感光性のロール状写真用フィルム等、エチレンの重合体、プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）、プラスチック製のその他の板、マシニングセンター、絶縁テープ巻きつけ機等、金属鑄造用鑄型枠等、電動機及び発電機、テレビジョンカメラ・デジタルカメラ等、電気制御用または配電用のパネル等、貨物自動車、自動車の部分品、写真機・写真用のせん光器具、測定用・検査用機器、等の17品目であった。関税削

表7：インドネシア、タイ、カンボジアの日本からの輸入の代表品目別  
関税削減額及び関税削減率（2015年）

			輸入側					
			インドネシア		タイ		カンボジア	
			関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
	(単位：USドル)							
1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	0	--	990,807	50.0%	0	--
2	0202	牛肉（冷凍のもの）	0	0.0%	889,342	50.0%	4,339	10.0%
3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	0	--	0	0.0%	0	--
4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	0	0.0%	249	17.0%	0	--
5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	0	0.0%	6,217	14.2%	0	--
6	0407	殻付きの鳥卵	0	--	7,500	27.0%	0	--
7	0701	ばれいしよ	0	--	0	0.0%	0	--
8	0702	トマト	0	--	14,121	40.0%	0	--
9	0703.10	たまねぎ、シャロット	0	--	0	0.0%	0	--
10	0709.93	かぼちゃ	0	--	2,576	40.0%	0	--
11	0807.19	メロン	0	--	27,376	40.0%	0	--
12	0808.10	りんご	8,964	5.0%	125,308	10.0%	0	--
13	0808.30	梨	0	--	26,445	30.0%	0	--
14	0810.10	イチゴ	0	--	60,283	40.0%	0	0.0%
15	0902.10	緑茶	5,232	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
16	1006	米	--	--	0	0.0%	0	0.0%
17	2202.90	コーヒー牛乳等の甘味飲料	5,175	17.3%	251,773	40.8%	401	10.0%
18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0	--	1,163,966	60.0%	0	--
19	3701	感光性の写真用プレート等	353,220	5.0%	468,976	5.6%	0	--
20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	27,336	5.0%	497	0.0%	0	--
21	3901	エチレンの重合体	5,129,027	6.8%	1,102,799	1.4%	0	--
22	3919	プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）	2,543,578	5.2%	0	0.0%	0	0.0%
23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4,001,400	6.7%	571,192	0.5%	0	0.0%
24	6109	Tシャツなどの肌着	29,751	25.0%	246,739	30.0%	0	0.0%
25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	382,176	4.3%	0	0.0%	0	--
26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	2,583,392	0.2%	0	--
27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	0	0.0%	11,979,912	2.5%	0	0.0%
28	8207	手工用具又は加工機械用の互換性工具	0	0.0%	48,404,961	10.0%	0	0.0%
29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	25,942,516	10.0%	7,978,976	5.0%	0	0.0%
30	8443	印刷機及び部分品	15,263,011	3.7%	0	0.0%	2,366	2.7%
31	8457.10	マシニングセンター	4,860,944	5.0%	0	0.0%	0	--
32	8477.10	射出成形機	0	0.0%	0	0.0%	0	--
33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	8,704,473	9.4%	0	0.0%	0	0.0%
34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	6,296,922	5.0%	13,842,780	5.0%	0	0.0%
35	8501	電動機及び発電機	3,639,805	7.2%	14,688,561	8.9%	14,887	2.0%
36	8517	電話機及びその他の機器	23,391	0.0%	0	0.0%	31,453	11.6%
37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	67,377	2.5%	3,375,176	3.3%	0	0.0%
38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	677,174	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
39	8528.72	カラーテレビ	76,111	15.0%	1,234,116	20.0%	0	0.0%
40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	7,982,352	2.8%	58,472,394	9.6%	0	0.0%
41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	993,050	5.0%	27,035,768	10.0%	0	0.0%
42	8541	ダイオード、トランジスタ等	15,646	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
43	8542	集積回路	417,695	0.3%	0	0.0%	0	--
44	8703	乗用自動車	94,537,400	24.8%	15,091,968	6.1%	19,903,607	32.8%
45	8704	貨物自動車	6,650,273	5.1%	13,664,055	21.4%	0	0.0%
46	8708	自動車の部分品、付属品	102,401,468	8.6%	586,006,964	20.8%	0	0.0%
47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0	0.0%	558,070	5.0%	0	--
48	9006	写真機、写真用のせん光器具	123,728	7.1%	204,418	1.7%	632	10.0%
49	9018	医療用又は獣医用の機器	1,996,436	4.8%	523,473	0.8%	0	0.0%
50	9031.80	測定用又は検査用の機器	4,257,921	5.0%	0	0.0%	0	0.0%

(資料) 表1と同様。

減率が10%以上である品目は、コーヒー牛乳等の甘味飲料、Tシャツ、ブルドーザー・地ならし機・ショベルローダー等、カラーTV、乗用自動車の5品目であった。

これに対して、タイの日本からの輸入においては、関税削減率が5%以上である品目は、感光性の写真用プレート等、ブルドーザー・地ならし機等、金属鑄造用鑄型枠等、電動機及び発電機、電気回路用の機器・光ファイバー用の接続子等、乗用自動車、照明船・消防船・クレーン船、などの7品目であった。

さらに、関税削減率が10%以上である品目は、牛肉（冷凍のもの）、牛肉（冷蔵のもの）、ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）、バターミルク・ヨーグルト等、殻つき鳥卵、トマト、かぼちゃ、メロン、りんご、梨、イチゴ、コーヒー牛乳等の甘味飲料、清酒・りんご酒等、Tシャツ、手工具・加工機械用の互換性工具、カラーTV、電気制御用または配電用のパネル等、貨物自動車、自動車の部分品、などの19品目にも上った。

タイの日本からの輸入では、牛肉、卵、トマト、かぼちゃ、メロン、イ

チゴ、梨などの農産物の品目で関税削減率が約30%～50%に達している。清酒では60%、コーヒー牛乳等甘味料は41%、Tシャツでは30%、自動車の部品で20.8%、貨物自動車で21.4%、等の高い関税削減率が見られる。タイの日本からの輸入では、これらの品目の関税削減効果は圧倒的な大きさを持っており、このEPAメリットをできるだけ享受できるような輸出戦略が求められる。

また、カンボジアの日本からの輸入で、10%以上の関税率差がある品目は、牛肉（冷凍のもの）、コーヒー牛乳等の甘味飲料、電話機及びその他の機器、乗用自動車、写真機・写真用のせん光器具、らの5品目であった。カンボジアの50品目の対日輸入において、逆転現象のため関税率差がマイナスであった品目は、Tシャツなどの肌着（-10.0%）、鉄鋼製のねじ・ボルト・ナット等（-10.0%）、ダイオード・トランジスター等（-28.0%）、自動車の部分品（-1.4%）であった。

なお、50品目の中で、インドネシアの日本からの輸入で関税率差がマイナスである品目は、鉄鋼製のねじ・

ボルト・ナット等(-0.2%)、タイではプラスチック製の板・シート(平らな形状で接着性があるもの)(-0.5%)であった。

一方、表7とは貿易の流れが逆の方向になるが、EPAやGSPを利用した時の日本の中国、インドネシア、タイからの輸入における代表的な50品目の関税削減額と関税削減率を見てみると、日本の中国からの輸入でGSPを利用した時の関税削減率が2.5%以上ある代表的な品目は、エチレンの重合体、プラスチックの板など(平らで接着性のあるもの)、プラスチック製のその他の板、鉄鋼製のネジ・ボルトの4品目であった。

日本のインドネシアからの輸入でJIEPAを利用した時の関税削減率が2.5%以上ある代表的な品目は、中国のGSP利用の場合の品目に緑茶(関税削減率8.5%)、Tシャツ(8.9%)が加わった6品目であった。JTEPAを利用する場合は、中国のGSP利用の場合の品目にTシャツ(8.5%)とコーヒー牛乳等の甘味飲料(10.3%)が加わった6品目となる。

日本のカンボジアからの輸入でGSP(LDC)を利用した時の関税削減

率が2.5%以上ある品目は、コーヒー牛乳等の甘味飲料(9.6%)、Tシャツ(9.9%)の2品目、ミャンマーからの輸入では、たまねぎ・シャロット(3.0%)、Tシャツ(8.4%)の2品目であった。

本稿で展開しているように、日本とカンボジア・ミャンマーとのEPA/GSPを利用した時の関税削減効果には高いものがあるし、日本のASEANへの輸出においてもEPA効果はAFTA/ACFTAと遜色がない。

ところが表6、表7のように日本のインドネシア・タイへの輸出において、工業品と比較して、農産物の関税前減額は明らかに小さい。農産物の関税削減効果を示す関税削減率は相対的に低いものの、それだけの理由で関税削減額が小さいのではない。

これは、元来日本のインドネシア・タイへの農産物輸出額が小さいためでもある。輸出がこれまで大きく増加しなかったのは、りんご、梨、いちご、米などの輸出に見られるように、その多くは高価格で富裕者層向けが中心であったからだ。したがって、ASEAN向け輸出で金額を増やす

ためには、富裕者向けだけでなく、中間層（特に、アッパーミドル）向けも狙った新ビジネスモデルへの転換が求められる。

こうした農産物の輸出における新

ビジネス戦略に加えて、EPA/FTA の利用を拡大し関税削減効果を増やすことができれば、日本の農作物や加工食品・飲料などの ASEAN 向け輸出は一段の拡大が期待できる。